

道路運送車両法施行規則の一部改正について

平成18年3月
自動車交通局

1. 経緯

自動車分解整備作業には自動車の新技術、新機構に対応した高度な知識、技術及び相応の作業機器等の設備が必要であり、道路運送車両法施行規則において自動車分解整備事業者が保有する作業機械等の設備基準を規定しているところです。当該基準については、自動車の技術進歩等にもなって適宜見直しを行っており、今般、近年の状況を反映した設備基準とする見直しを行うことを予定しています。

併せて、自動車分解整備に係る不正事案が多数発生していることから、自動車分解整備事業者におけるコンプライアンス意識の高揚を目的として、新たな遵守事項を追加することを予定しています。

2. 概要

1) 自動車分解整備事業の認証基準（作業機械等）の見直し

道路運送車両法施行規則別表第5に規定されている以下の作業機械等について見直しを行います。

・ドエル・テスト

ドエル・テストはポイント式のディストリビュータを使用しているエンジンのドエルアングル（カムクロージングアングル）の測定を行う機器ですが、このようなエンジンを採用している自動車が90年代にほぼ生産を終了し、現在では対象となる使用過程車が極めて少なく、また仮に整備を行う場合でも別の工具を使用することにより整備が可能な場合があるためドエル・テストを使用する機会が極めて少なくなっています。このため、認証基準からドエル・テストを削除する予定です。

※点火装置では、ディストリビュータ内の断続器で電流を断続することにより高電圧を誘起し電気火花を発生させていますが、ディストリビュータがポイント式の場合は、整備時にこの断続器のドエルアングルの測定を行うことにより点火時期を調整しています。

・一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器（CO/HCテスト）

CO/HCテストは、エンジンからの排出ガスのうち、一酸化炭素及び炭化水素の濃度を測定する機器ですが、現在は大型特殊自動車及び二輪の小型自動車の整備を対象とする事業場においては備え付けの義務がありません。

しかし、二輪自動車について昨年8月に排出ガス基準が強化され、従来のテストを用いない点検方法では排出ガス基準をクリアしているか否かを判断できなくなり、大型特殊自動車についても昨年12月に排出ガス基準が新たに導入されたことから、両事業場に対してCO/HCテストの保有を義務付ける予定です。

2) 自動車分解整備事業者の遵守事項の追加

自動車分解整備事業者が他人に対して法令の違反行為を要求したり他人が違反行為をすることを助けてはならない旨の規定を遵守事項として追加する予定です。

3. スケジュール

公布：平成18年5月初旬

施行：公布日

ただし、CO/HCテストに関する規定については、施行日に自動車分解整備事業を営んでいる者及び自動車分解整備事業の認証を申請している者については、二年を経過するまでは、なお従前の例によることを予定しております。